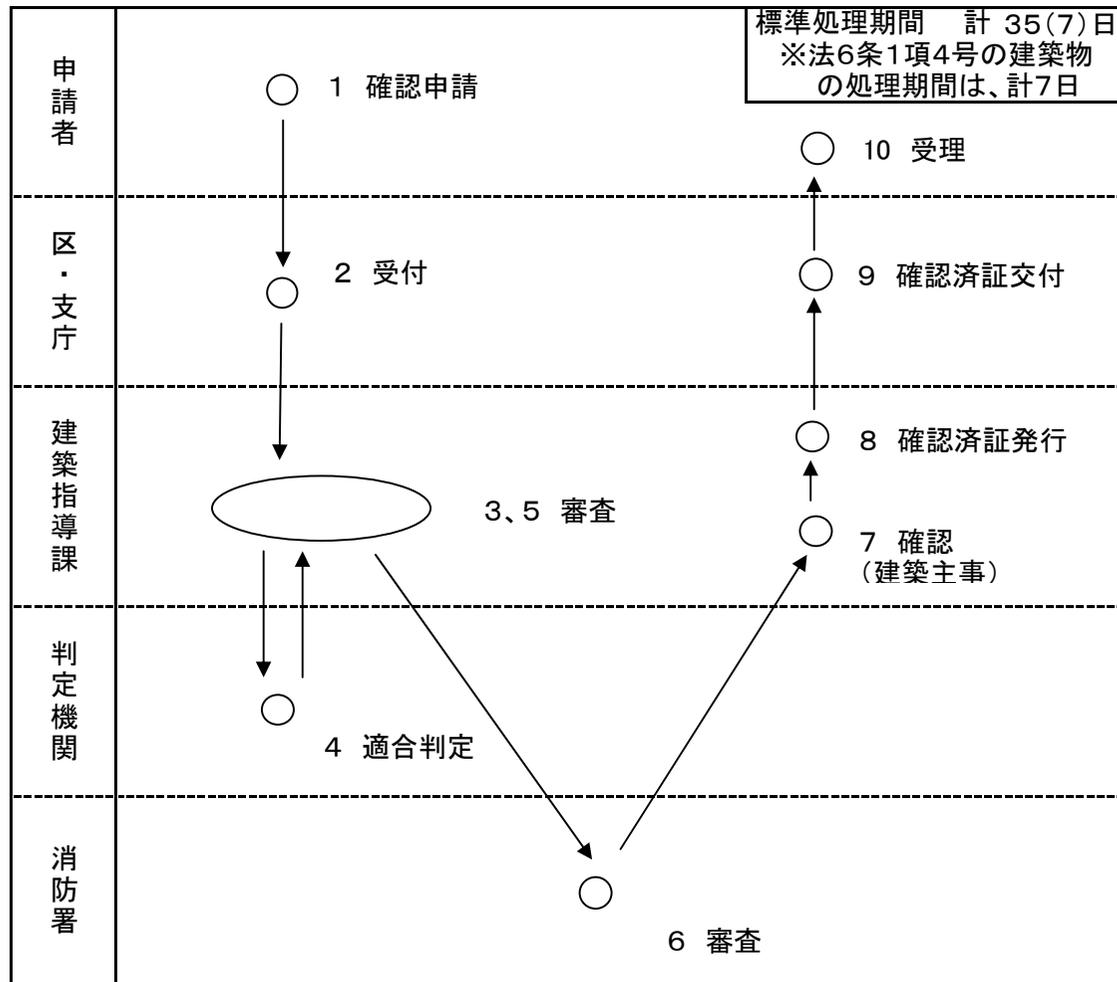


事務処理フロー図

事務名 建築基準法に基づく確認申請

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	確認申請	申請者は、受付窓口(区、支庁)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	申請された確認図書について形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受け付けします。
3、5	審査	確認することが適当な建築物であるか関係法令に基づき審査を行いません。なお、期間内に申請書の記載によっては関係法令に適合しているかどうか決定できない場合、申請者に建築基準法第6条第13項の通知をします。
4	適合判定	建築基準法第6条第5項に基づき、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合判定を求めます。指定構造計算適合性判定機関は、判定の結果を通知します。
6	審査	建築基準法第93条に基づき、所轄の消防署に同意(※1)を求めます。消防署では建築物の防火に関する審査を行い、支障のないものは同意します。(※1)防火・準防火地域の指定のない地域内の一定の建築物は、所轄の消防署に通知を行います。)
7	確認	建築主事は確認することが適当な建築物であるか関係法令等に基づき、確認を行いません。
8	確認済証発行	確認申請台帳等に記載の上、確認済証を発行します。
9	確認済証交付	確認済証を交付します。
10	受理	